

富士市消防本部からのお知らせ

# 高齢者福祉施設で 負傷者が多数発生する火災がおきました

令和5年11月28日、大阪市の有料老人ホームにおいて、負傷者9名の被害がでた火災が発生しました。この火災では、避難経路となる通路や階段室に煙が流入し、入居者が煙を吸う等したことで多くの方が負傷したと考えられます。

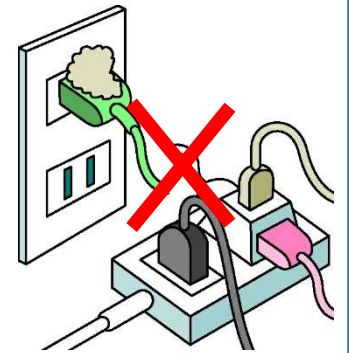
今後、類似した火災の発生を防止するため、次の内容について、事業所内の管理状況の確認や実践的な訓練を行い、より一層の防火対策の強化をお願いします。



## ☆出火防止対策の徹底

近年は、電気火災が増加傾向にあります。

- ① 電気コンセントは、たこ足配線をしないこと、日頃からほこりを清掃し不要なプラグは抜いておくこと、劣化した電気コードを使用しないようにしましょう。
- ② リチウムイオン電池は、長時間の充電をしたまま放置しないこと、品質の悪い製品を使用しないこと及び落下等により強い損傷を受けたものは使用しないこと等、適切に取り扱しましょう。



## ☆避難施設の維持管理

廊下、階段、避難口等の避難上必要な施設において避難の支障になる物件が放置され、又はみだりに存置されていることがないように心掛けましょう。また、防火戸等の機能不良や閉鎖の支障になる物件の存置等がないよう日頃から施設点検を行いましょう。

富士市消防本部

お問合せ 富士市消防本部予防課

TEL:0545-55-2861

## ☆初動対応の確保(重要)

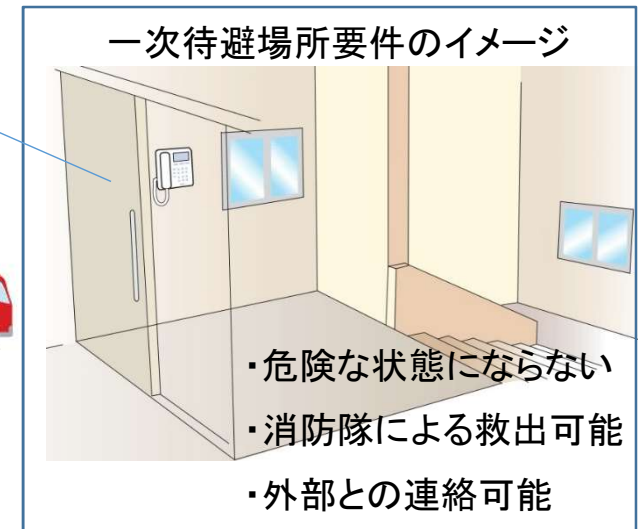
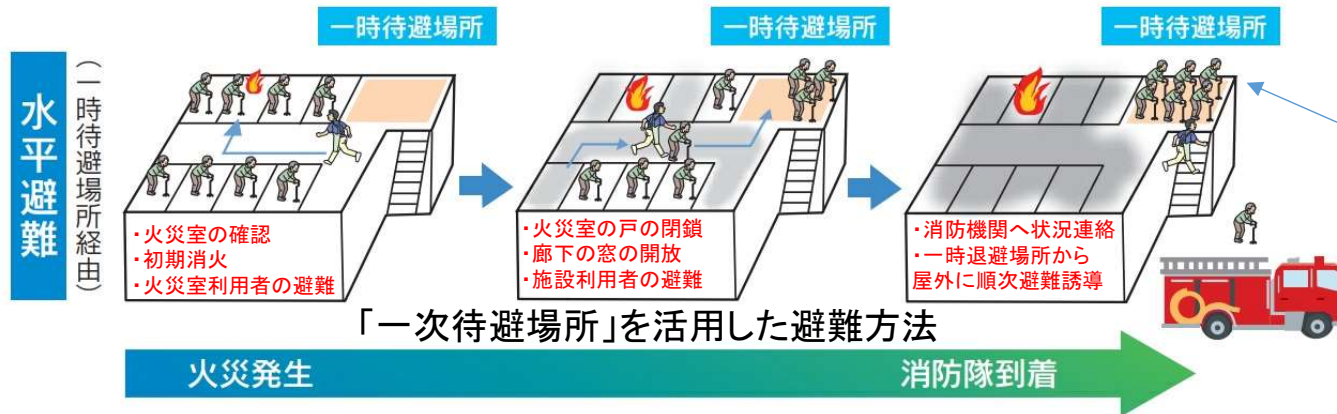
- ① 火災時において職員等による初期消火、避難誘導及び通報等が確実になされる体制が確保できているか再点検し、図上訓練等の実施や実践的な避難訓練を繰り返し行うことが大切です。
- ② 夜間に火災が発生した場合には、少数の職員等により自力避難が困難な者を含む高齢者等の避難誘導等を行う必要があります。夜間を想定した訓練を行い、確実に対応できるよう検証し、防火管理体制を改善していきましょう。
- ③ 延焼防止や煙の拡散防止を図る上で、**火災が発生した部屋や階段室の防火戸等を閉鎖することが極めて重要**となります。

「一次待避場所」を  
活用した避難方法  
を知っていますか?!

CHECK 

①から⑤のすべてに該当した場合は、「一時待避場所」を活用した避難方法が有効な施設です！

- ① 避難上有効なバルコニー等または防火区画が設置されていないもの。
- ② 主要構造部が準耐火構造(耐火構造を含む)であるもの。
- ③ スプリンクラー設備(水道連結型スプリンクラー設備)が設置されていること。
- ④ 自動火災報知設備及び火災通報装置が設置され、かつ自動火災報知設備と連動して消防機関へ通報されるもの。
- ⑤ 地階または3階以上の階に自力避難困難な者が利用する居室が存在しないこと。



「一次待避場所」を活用した避難方法の詳細はこちらから確認！  
自力避難困難な者が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアル

消防職員による消防訓練の指導も、随時受け付けております！

訓練指導 富士市消防本部予防課  
お問合せ TEL:0545-55-2861